

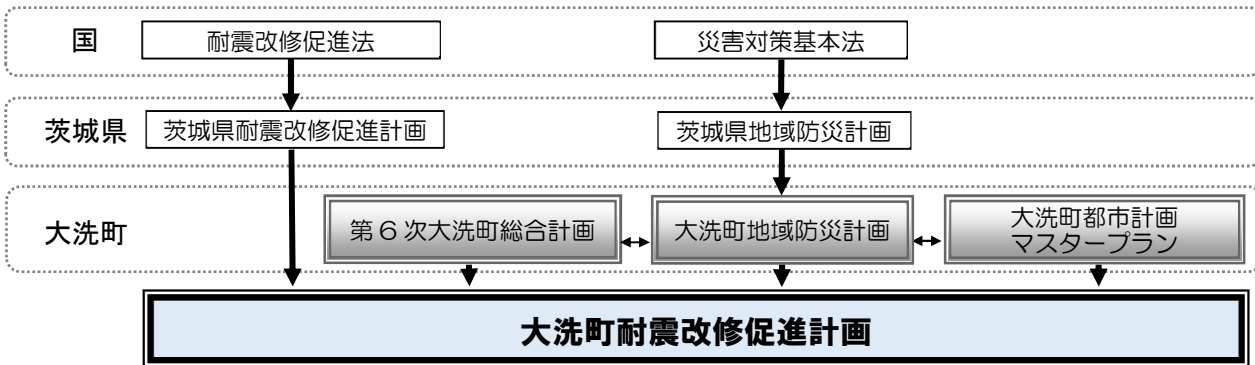
大洗町耐震改修促進計画【概要版】（令和8年2月）

■ 計画の策定にあたって

1 計画の目的

大洗町耐震改修促進計画は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて策定する計画であり、建築物の耐震化を促進することにより、今後予想される地震災害から住民の生命・財産を守ることを目的としています。

2 位置づけ



3 計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

■ 想定される地震の被害概況

「茨城県地震被害想定調査」によるとマグニチュード7～8の想定地震において、本町の人的被害の死者数は少数であり、負傷者は最大40名と想定されています。また、建物被害は最大で全壊焼失は約220棟、半壊は1,400棟と想定されています。

■ 対象とする区域及び建築物

対象区域：大洗町全域

対象建築物：下表のうち旧耐震基準（昭和56年以前）の建築物（※3、4ページ参照）

種類	内容
住宅	①戸建住宅 ②共同住宅（長屋建含む）
耐震改修促進法第14条に該当する建築物(※)	①第14条第1号：多数の者が利用する一定規模以上の建築物 ②第14条第2号：危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物 ③第14条第3号：避難路沿道建築物（緊急輸送道路(※)を閉塞させる可能性のある建築物）

※緊急輸送道路：「茨城県耐震改修促進計画」で指定されている道路

■ 耐震化の現状及び目標

1 住宅（民間・町有）

住宅総数7,885戸のうち耐震性を満たす住宅は5,115戸あり、耐震化率は65%(令和6年度末時点)

2 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（民間）

多数の者が利用する一定規模以上の建築物(法14条1号該当)は37棟あり、耐震化率は73%

3 町有建築物

町有建築物(法14条該当)は21棟あり、耐震化率は100%

種類	令和12年度末の目標耐震化率
住宅（民間・町有）	65%→95%
多数の者が利用する一定規模以上の建築物（民間）	73%→95%

■ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策及び

安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の所有者が、自らの生命・財産は自らで守るという意識を持つとともに、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。本町では所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすいよう、適切な情報提供や費用の負担軽減を図り、耐震化の促進に取り組んでいきます。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

耐震診断・改修・危険ブロック塀等対策の促進を図るための支援

- 耐震診断・改修・危険ブロック塀等対策に対する補助
(木造住宅耐震診断士派遣費補助、木造住宅耐震改修費補助、危険ブロック塀等撤去費補助)
- 耐震改修に対する税の特例措置
- 耐震改修に対する融資制度

安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

- 相談の受付
- 人材の育成・活用
(木造住宅耐震診断士の養成、住宅耐震・リフォームアドバイザー登録)
- 地域住民への広報
(耐震診断・改修・危険ブロック塀等対策に対する補助)

2 安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

情報提供の充実

- リフォーム等にあわせた耐震改修の促進
- パンフレット配布やホームページ紹介等による情報提供・周知
- 地震保険の情報提供
- 木造住宅の耐震化に関する技術的な知識の啓発

地震時の建築物の総合的な安全対策

- ブロック塀等の倒壊防止対策
- 盛土造成地の耐震対策
- ガラス・天井等の落下防止対策
- エレベーター等の安全対策
- 家具や棚等の固定による転倒防止対策

■ 耐震化を促進するための指導や命令等

- 1 耐震改修促進法による指導・助言・指示・公表等の実施
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

(参考) 法第 14 条に該当する建築物

耐震改修促進法では規模要件等に該当し、かつ、昭和 56 年以前の旧耐震の建築物で耐震基準を満たしていない建築物を「特定既存耐震不適格建築物」としています。

用途		特定既存耐震不適格建築物（法第14条）		
		指導・助言対象 （法第15条第1項）	指示対象 （法第15条第2項）	耐震診断義務付け対象 （法附則第3条）
第1号	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
	病院、診療所			
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	集会場、公会堂			
	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	卸売市場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅（共同住居に限る。）、寄宿舎、下宿			
	事務所			
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物				
第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
第3号	避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）		耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）

(参考) 法第 14 条第 2 号の建築物

下表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物が該当します。

危険物の種類	危険物の数量	指示対象となる規模要件(※1)
1. 火薬類(法律で規定) イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50万個 500万個 5万個 500km 2 t 10 t 5 t	500㎡以上
2. 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
3. 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30 t	
4. 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20m ³	
5. マッチ	300マッチトン(※2)	
6. 可燃性のガス(7及び8を除く)	2万m ³	
7. 圧縮ガス	20万m ³	
8. 液化ガス	2,000 t	
9. 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る)	20 t	
10. 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	200 t	

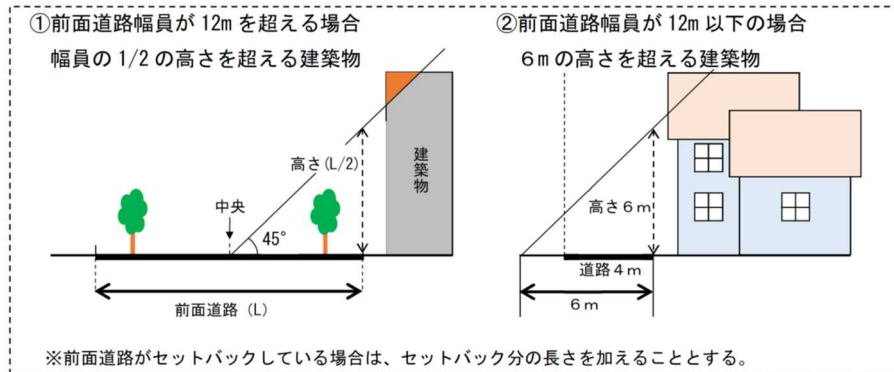
(※1) 耐震改修促進法第15条第2項に基づく指示

(※2) マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg

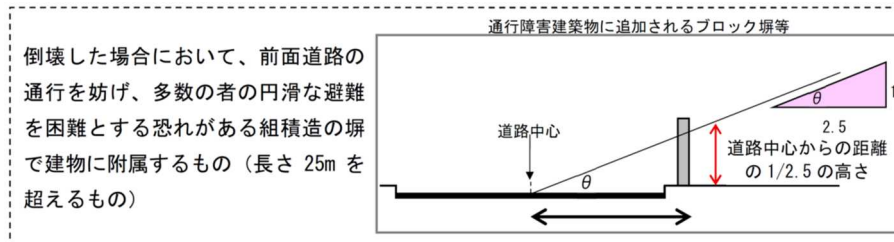
(参考) 法第 14 条第 3 号の建築物

茨城県が指定している緊急輸送道路の沿道建築物のうち、地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路を閉塞させる可能性がある「一定の高さ以上の建築物」が該当します。

【道路を閉塞させる可能性のある建築物】



【通行障害建築物に該当するブロック塀等の基準】



●お問合わせ先：大洗町都市建設課建築営繕係
〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275
TEL : 029-267-5111 / FAX : 029-266-3577